

## 講習日程表

全課程（４０時間）を修了された方には、「福祉用具専門相談員指定講習会修了証明書」を交付します。

実施日	曜日	教科内容 ※（ ）は時間数
平成２２年１月３０日	土	○老人保健福祉に関する基礎知識（２） ・老人保健福祉制度の概要 ○関連領域に関する基礎知識（６） ・高齢者等の心理 ・医学の基礎知識
平成２２年２月１９日	金	○介護と福祉用具に関する知識（４） ・介護に関する知識 ・介護技術 ○関連領域に関する基礎知識（４） ・リハビリテーション概要
平成２２年２月２０日	土	○介護と福祉用具に関する知識（８） ・介護技術 ・介護場面における福祉用具の活用
平成２２年３月 ９日	火	○介護と福祉用具に関する知識（８） ・介護場面における福祉用具の活用
平成２２年３月１０日	水	○福祉用具の活用に関する実習（８）

- ※ 福祉用具専門相談員は、福祉用具の選び方や使い方を支援する専門家です。
- ※ 福祉用具のレンタル事業及び販売事業を行うには、２名以上の有資格者を配置する必要があります。
- ※ 医療・福祉系の資格（看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、保健師、介護福祉士、社会福祉士、義肢装具士、ホームヘルパー１・２級）取得者は、福祉用具貸与事業に従事する場合に限り、福祉用具専門相談員とみなされる場合があります。